

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県蚕種取引調査規則
鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部改正
- ◇訓令 建築士法施行細則の一部改正
鳥取県職員研修規程
- ◇告示 建築代理業者の登録
家畜共済の共済掛金率の一部改正
鳥取県管放牧場牧野管理規程
- ◇公告 昭和二十七年年度行政書士試験の実施
- ◇正誤 昭和二十七年六月十三日鳥取県告示第三百五号中訂正

規則

鳥取県蚕種取引調査規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県規則第四十六号

鳥取県蚕種取引調査規則

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）に基きこの規則を定める。

（目的）

第一條 この規則は、蚕種需給の実態を明らかにするため、蚕種取引に関する事項を調査することを目的とする。

（定義）

第二條 この規則で「協同組合」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）による事業協同組合及び協同組合連合会をいう。

2 この規則で「蚕種」とは、蚕糸業法施行規則（昭和二十年農林省令第三十一号）第二十四條の規定により、普通蚕種検査合格証印を押なつた蚕種及び同規則第

四十四條の規定により、普通蚕種印を押なつた蚕種をう。

3 この規則で「団体協約」とは、農業協同組合法第十條第一項の規定により、農業協同組合法若しくは農業協同組合連合会が締結する団体協約又は中小企業等協同組合法第七十條第一項若しくは第七十七條第一項の規定により、事業協同組合若しくは協同組合連合会が締結する団体協約をいう。
(届出の義務)

第三條 蚕種製造業者その他蚕種の販売を業とする者(以下「蚕種販売業者等」という。)が協同組合又は養蚕者と蚕種の売買に関する団体協約又は契約を締結し、若しくは変更したときは、締結又は、変更の日から十日以内に次に掲げる事項を様式第一号により、売買兩者連署の上知事に届け出なければならない。
一 契約若しくは団体協約の締結又は変更の年月日
二 契約又は団体協約の内容
三 契約又は団体協約の期間内における用途別(春蚕、

初秋蚕種及び晩秋蚕種別)並びに蚕種製造所別取引予定数量
2 前項に規定する契約又は団体協約を解約したときは、解約の日から十日以内に売買兩者連署の上、その旨を知事に届け出なければならない。
(報告の義務)
第四條 蚕種の売買をした場合は、次に掲げる事項を様式第二号により、売買兩者連署の上蚕種の受渡終了後二十日以内に、知事に届け出なければならない。
一 蚕種受渡しの月日
二 蚕種の製造所名
三 蚕種の価格及び品種別數量
第五條 知事は、蚕種販売業者等に対し、この規則で定めるものの外、その業務及び財産の状況に関し必要な報告を求めることができる。
第六條 この規則により、知事に提出する書類は、蚕種の買方の住所を管轄する鳥取県蚕業取締所の支所を経由しなければならない。

附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現に昭和二十七年用蚕種の取引に関する契約又は団体協約を締結しているものは、この規則施行の日から十五日以内に第三條に規定する届け出をしなければならない。
様式第一号
蚕種の売買に関する契約(団体協約)締結(変更)届

記

このたび蚕種の売買に関する契約(団体協約)締結(変更)したので鳥取県蚕種取引調査規則第三條第一項の規定により届け出ます。
昭和 年 月 日
住所
売方氏名又は名称
買方氏名又は名称
鳥取県知事 殿
国 国

契約又は団体協約の年月日	契約又は団体協約の期間	蚕種の価格給付の契約又はこれからの決定の時期又は方法	蚕種代金の受渡しの時期及び方法	蚕種の受渡しの場所及び方法	契約又は団体協約の期間内における用途別(春蚕、初秋蚕種、晩秋蚕種)の区分を記載のと。	備考
--------------	-------------	----------------------------	-----------------	---------------	--------------------------------------------	----

備考
1 契約又は団体協約の期間内における用途別は「春蚕、初秋蚕種、又は晩秋蚕種」の区分を記載のと。

2 契約又は団体協約の内容について未定の場合は、決定次第追報すること。

様式第二号

蚕種の売買に関する受渡終了届
さきに届け出した蚕種の売買に関する受渡しを次のとおり終了したから鳥取県蚕種取引調査規則第四條の規定により届け出ます。

昭和 年 月 日

住所

売方氏名又は名称

印

住所

買方氏名又は名称

印

鳥取県知事

殿

記

蚕種の受渡月日	品種名	蚕種の価格(グラム)	蚕種数量(グラム)	蚕種の製造所名
		円	グラム	

備考
1 蚕種の価格未定の場合はその旨記載すること。

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十七号

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則(昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三條中「三百円」を「五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則
建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和二十七年十二月三十一日までに行われる二級建築士試験において同時に三科目又は四科目に合格点を得た者については、第十條第二項の規定にかかわらず当該試験の後に行われる第二回までの二級建築士試験を受ける場合に限り、当該科目及び第一回の試験に合格点を得た科目の試験を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十四号

庁 中 一 般
各 附 属 機 関
各 出 先 機 関

鳥取県職員研修規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県職員研修規程

(この規程の目的)

第一條 この規程は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十九條の規定の趣旨に基き、職員に対し公務の遂行能力の附与とその能率の維持増進を図るために行う研修について、必要な事項を規定することを目的とする。

(研修の区分)

第二條 研修は、次の六部に分けて行う。

- 第一部 新規採用職員に対して行う研修
- 第二部 雇傭人に対して行う研修
- 第三部 吏員に対して行う研修
- 第四部 監督者に対して行う研修
- 第五部 専門的技能及び特定の事項について行う研修
- 第六部 職場において行う研修

(研修の実施機関)

第三條 第一部から第四部までの研修は、人事課において実施するものとする。

2 第五部の研修は、人事課又はその職務に直接関係のある課・所で行うものとする。

3 第六部の研修は、各職場において、職務に直接関係のある監督者によつて常時実施するものとする。

(研修の実施計画)

第四條 研修の期間、科目、時間、方法等研修の実施に必要な事項は、そのつど研修実施機関において定める。

(研修生)

第五條 研修を受けるもの(以下「研修生」という。)

は、所属長(県庁においては課長、その他においてはその機関の長、以下同じ。)の推薦した者のうちから研修の実施機関において選考の上決定する。

2 研修生の資格、推薦方法、人員等については、そのつど研修の実施機関において定める。

3 研修生は、則に定める規律を守り、研修に専念しなければならぬ。

(研修生に対する研修の機会の附与)

第六條 所属長は、研修生が研修に専念できるように、機会と便宜を与えなければならない。

第七條 研修生に対しては、必要により研修を受けるために要する経費の一部を支給することができる。

(研修の評価)

第八條 研修が終了した場合には、研修の評価を行うものとする。但し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の評価の方法として試験を行つた場合は、必要

に於てその成績を所属長に通報する。

(修了証書)

第九條 修了証書を授与するを適當と認める研修を修了した者には、修了証書を授与する。

(研修の報告)

第十條 人事課以外の課・所において、研修を実施する場合には、研修実施機関はその実施計画及び研修修了者の所属課所、職、氏名、その他参考となる事項を人事課長に通知するものとする。

(雑則)

第十一條 第六部の研修には、第五條から第十條までの規定は適用しない。

第十二條 この規定に定めるものの外、研修の実施に關し必要な事項は別に定める。

告示

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年六月二

十一日登録した。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号	244	登録年月日	昭和27年6月21日
本籍	岡山県都窪郡山手村大字宿五九五	現住所	鳥取市東品治町二区一三三
氏名	岡山市弓之町七九三宅	業務管理者	三宅佐昭

鳥取県告示第三百二十二号

有奇農家創設計画によつて導入した家畜を導入後一年以内に死亡廃用共済に付する場合においては、当該家畜に適用する共済掛金率は、昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十九号(家畜共済の共済掛金率について)の表に掲げる率の百分の百とし、昭和二十七年六月一日から適用する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取県管放牧場牧野管理規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県管放牧場牧野管理規程

(目的)

第一條 この規程は牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)に基き鳥取県管大山放牧場(以下「放牧場」という。)の経営、維持及び管理を適正にし、放牧場の荒廃を防止し、土地の保全と、放牧場利用の効率化を図ることを目的とする。

(位置及び面積並びに用途別の区画及び面積)

第二條 放牧場の位置及び面積並びに用途別の区画及び面積は左のとおりとする。

一、位置及び面積

鳥取県西伯郡大山村大字赤松字上楨原国有林

総面積 二一八、九五三ヘクタール

鳥取県日野郡溝口町大字金屋谷字水無原国有林

総面積 一五七、九ヘクタール

二、用途別の区画及び面積

別記鳥取県管放牧場現況並びに改良計画図のとおりとする。

(利用者の範囲)

第三條 放牧場利用者の範囲は、本県の住民で家畜を飼養する者とする。但し、毎年の放牧場の状況により本県以外の者でもその放牧場の認容頭数の範囲内において知事が許可するものはこの限りでない。

(放牧頭数)

第四條 家畜の放牧頭数は成牛、馬に換算して上楨原延九、八四〇頭以内、水無原延六、一五〇頭以内とする。

(放牧の方法)

第五條 放牧の方法は毎年場長が定める放牧実施計画によるものとし、晝夜放牧を原則とする。

(放牧場の改良)

第六條 放牧場の草種又は草生の改良、障害物の除去及び牧野用施設の設置は、改良計画書で別に定めるものとする。

とする。

2 放牧場における不良優占草及び有害植物の除去は、毎年六月及び七月に行うものとする。

3 害虫の駆除は、毎年七月及び八月に行うものとする。

4 前各項の実施については予算の範囲内で行うものとする。

(放牧場の維持管理及び放牧家畜の管理)

第七條 放牧場全般に関する事務及び放牧場の維持、管理並びに放牧家畜の管理をするため放牧場事務所に現場職員一人を置く。

2 前項に定めるものの外必要があると認めるときは、衛生係職員及び牧夫を置く。

第八條 放牧場事務所に牧野管理規程、放牧場現況説明書、放牧場改良計画書、放牧家畜台帳、出役人名簿、財産目録写、備品台帳写、物品受払簿、その他必要な書類及び帳簿を常時備え置くものとする。

(改良のための経費)

第九條 放牧場の改良事業に要する経費は、県費又は国

の助成金から支出するものとする。

(経営のための経費)

第十條 放牧場の経営に要する経費は、県費一般会計とし、左の収入をもつてこれに充てる。

- 一、放牧場使用料
- 二、寄付金
- 三、国庫の補助金
- 四、県費
- 五、その他

(放牧場内における作業)

第十一條 放牧場区域内において作業を実施する者は放牧家畜に危害を加え、且つ放牧場施設に損害を与えないよう特に留意しなければならない。

(損害の補償)

第十二條 作業実施者(代表者があるときはその代表者)等は、左の各号の一に該当する場合、その損害を補償しなければならない。

一、放牧家畜に損害を与えたとき。

二、放牧場施設に損害を与えたとき。
三、木戸開放若しくは隔障物の破壊等により放牧家畜が放牧場区域外に脱出し、そのために損害を生じたとき。

(放牧場内の立入禁止)
第十三條 放牧場に家畜を放牧中家畜傳染病が発生し蔓延の虞がある場合、知事は管林署長と協議の上放牧場に立入ることを禁止することができる。この場合禁止により生じた損害に対して知事は補償しない。

(放牧場の利用)
第十四條 放牧場の利用はこの規程に定めるものの外、鳥取県営牧場使用料條例(昭和二十四年五月鳥取県條例第五十号)、鳥取県営牧場預託規程(昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百七十二号)によるものとする。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

公 告

◆昭和二十七年年度行政書士試験公告

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四條の規定による昭和二十七年年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者、その他同法第五十六條第一項に規定する者。

(二) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者。

(三) 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)第一條の規定により、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者。

二、試験科目及び方法

試験は筆記試験とし、左の科目について行う。

(一) 行政書士の業務に関し必要な法令

(二) 一般常識

(三) 作文

三、試験の期日、場所及び合格者の発表

(一) 試験期日 昭和二十七年八月五日

(二) 場 所 鳥取市(県庁内)

(三) 合格者の発表 八月中旬県公報により発表する。
なお、本人には直接通知する。

四、出願期限

昭和二十七年七月一日から同年七月三十一日まで。

五、受験願書

(一) 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前一年以内に写した上半身手札形のもの)を添えて提出すること。

(二) 受験願書を提出するときは試験手数料三百円を納

めること。(郵送の場合は爲替で同封のこと。)

(三) 受験願書は、鳥取市東町九八鳥取県総務部地方課へ持参するか、又は同課宛書留郵便で出願期間中に到達するよう差出すこと。(郵送の場合は受験票の送付先を記した十円切手貼付の封筒を同封のこと。)

六、その他

その他疑問の点は、郵便切手(十円)を貼付した封筒を同封して地方課宛照会すること。なお、行政書士法及び行政書士法施行細則を参照すること。

別記様式

行政書士試験受験願書

本 籍

現住所

氏 名(ふりがな)

生 年 月 日

私は行政書士試験を受験致したく、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えて、お願いいたします。

